

## 質 疑 応 答

### 業 務 名 令和8年度フェムテックによる女性活躍推進事業業務委託

質問内容	回 答
<p><b>【質問1】</b> 「令和6年度及び令和7年度に本事業において導入支援を行った企業の好事例をまとめた事例集の作成」との記載がございます。こちらにつきまして、弊社（受託者）が過去に独自に行ってきた事業実績ではなく、「令和6・7年度に貴県が実施した本事業の参加企業」を対象として、弊社（受託者）がアンケートやヒアリング、冊子作成を行うという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p><b>【回答1】</b> 相違ありません。 県が実施した本事業の参加企業を対象としています。</p>
<p><b>【質問2】</b> 質問1の認識で相違ない場合、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ヒアリング対象となる過去の参加企業（5社程度）の情報は、契約締結後に貴県よりご提供、またはご紹介いただけるものでしょうか。</li><li>・事例集の作成にあたり、令和6・7年度当時の実施報告書やアンケート結果などの基礎資料を、弊社（受託者）へ共有いただくことは可能でしょうか。</li></ul>	<p><b>【回答2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受託者には、過去の参加企業へのアンケート実施、そこから抽出した企業（5社程度）へのヒアリング及び事例集の作成をお願いします。なお、企業の抽出は県が行います。</li><li>・抽出した企業の過去の情報については、県が当該企業の了承を得た上で、受託者に共有します。</li></ul>
<p><b>【質問3】事例集作成について</b> 「令和6年度および7年度に導入支援を実施した企業の好事例」との記載がありますが、費用算出にあたり、以下の情報の開示は可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・導入支援を行った企業名および事例集のローデータ※企業名の開示が難しい場合は、業種および企業規模をご教示ください。</li></ul>	<p><b>【回答3】</b> 企業名等については非公表としていますが、令和6年度及び7年度導入支援企業は計18社です。なお、本事業は「静岡県女性活躍応援会議」の参加企業を対象としており、その一覧は、ホームページ上で公開しています。 (<a href="https://joseikatsuyaku.azarea-navi.jp/wp-content/uploads/2025/11/fe596da4b3f00a2d1d9e06952a5a8d1c.pdf">https://joseikatsuyaku.azarea-navi.jp/wp-content/uploads/2025/11/fe596da4b3f00a2d1d9e06952a5a8d1c.pdf</a>) また、事例集作成については、アンケート・ヒアリング等によるローデータの収集を含めて委託するものです。</p>
<p><b>【質問4】セミナー、意識調査および女性の健康に関する相談について</b> 費用概算を算出するため、令和6年度および7年度の実績ベースで以下の情報をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p><b>【回答4】</b> 過去の実績については公表をしていません。なお、本事業の対象企業として、「静岡県女性活躍応援会議」に参加する、従業員数（男性を含む）100人以上の企業を想定しています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー参加人数（各回ごと） （管理職向け、一般職向けの内訳）</li> <li>・女性の健康に関する相談の利用人数（最大値） ※サービス案内対象となる従業員数</li> <li>・（実績があれば）男性の相談利用人数および対象従業員数</li> </ul>	
<p><b>【質問5】再委託について</b> 再委託を予定しておりますが、事前報告または申請に係る様式（フォーマット）の指定はありますでしょうか。指定がある場合はご教示ください。</p>	<p><b>【回答5】</b> 再委託の場合は、再委託承諾願及び受託業務再委託承認申請書（いずれも任意様式）の事前提出が必要になります。必要に応じて、契約時に参考様式をお渡しします。 また、令和4年4月から、公契約に係る業務を請け負う事業者の皆様には、契約時に下請事業者も含め「労働関係法令等遵守の誓約書」を提出していただいております。 詳細は下記のページを御確認ください。 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/su-ito/1030352.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/su-ito/1030352.html</a></p>
<p><b>【質問6】本事業の実施に必要な過年度情報について</b> 本事業においては、過年度の取組を踏まえた内容が含まれていると理解しております。新規参画事業者においても適切な提案および費用算出を行うため、過年度成果物や関連データの提供範囲について、現時点で想定されている内容がございましたらご教示いただけますでしょうか。</p>	<p><b>【回答6】</b> 委託内容のうち、「事例集作成」以外は過年度の取組を踏まえて実施することを想定していません。事例集のみ、過年度の取組内容を取り入れながら作成していただきます。 事例集作成のために提供するデータは、当時の実施報告書やアンケート等です。事例集作成のために抽出する5社の過去の情報については、県が当該企業の了承を得た上で、受託者に共有します。</p>
<p><b>【質問7】</b> 委託内容「女性の健康課題に関する相談」について、「匿名」とありますが、所属企業に氏名が伝わらずに利用できれば「匿名」として良いですか。もしくは、相談の開始から終了まで、自身の氏名・メールアドレスその他の個人を特定できる情報を一切使用せずに実施できる必要がありますか。</p>	<p><b>【回答7】</b> 相談においては、相談者の氏名（本名）・メールアドレスその他の個人を特定できる情報を取得せずに行うことを想定しています。</p>
<p><b>【質問8】セミナー開催について</b> セミナーについて、ライブセミナーを開催し、そのアーカイブ配信を見る形で5社分を実施（ライブセミナーは管理職向けと一般職向けで1回ずつ、以降はアーカイブ配信動画をご覧ください）するなどした場合でも要件充足となるのでしょうか。</p>	<p><b>【回答8】</b> 本事業に参加する企業5社全てに対し、管理職向け及び一般職員向けのライブセミナーと、当該各セミナーのアーカイブ配信の両方の機会を設けることを想定しています。なお、ライブセミナーは、参加企業5社合同で実施することが可能です。</p>

<p><b>【質問 9】</b> 企業向け事前説明会とセミナーについて、アーカイブの配信期間に条件がありましたら教えてください（実施後 3 か月間、2027 年 1 月まで、など）。</p>	<p><b>【回答 9】</b> 企業向け事前説明会は、企業が本事業への参加を検討する際の参考情報とするため、参加企業 5 社が決定するまでの配信を想定しています。また、セミナーのアーカイブ配信期間について指定はありませんが、事業成果を生み出せる一定の期間設定が必要と考えます。</p>
<p><b>【質問 10】</b> 企業向け事前説明会とセミナーのアーカイブ動画に関して、視聴回数・視聴者数など、受託者側の分析集計はどこまでの範囲を想定しているのでしょうか。</p>	<p><b>【回答 10】</b> 企業向け事前説明会及びセミナーについて、ライブ参加者数及びアーカイブ視聴者数を御報告いただきます。 また、セミナーを含む提供サービスの利用者及び参加企業を対象としたアンケートを実施し、事業効果を測定するとともに、県及び参加企業に対して報告いただきます。</p>
<p><b>【質問 11】</b> 本事業は、女性特有の健康課題への理解促進を目的としていますが、セミナーは考えるすべてのテーマ（月経、妊娠・出産、更年期等）を含む必要があるのでしょうか。もしくは内容に関しては個社ごとの調整、または県との調整になるのでしょうか。</p>	<p><b>【回答 11】</b> 本事業の目的達成に向け、セミナーは、月経や月経前症候群、更年期症状等の情報を含む内容としてください。 なお、内容に関しては事前に確認させていただきます。</p>
<p><b>【質問 12】 参画企業に関して</b> 女性比率が低い企業も含まれる可能性があるのでしょうか。その場合、企業ごとに相談サービスの利用数に影響が出る可能性があります（同様に、企業従業員数によっても利用率のばらつきが発生することが想定されますが）、利用数の目標数は特になし認識でよいのでしょうか。</p>	<p><b>【回答 12】</b> 応募状況によっては女性比率が低い企業も含まれる可能性があります。相談サービス利用数の目標値については設定していません。</p>
<p><b>【質問 13】 相談窓口に関して</b> 相談窓口提供期間は 8 月～2 月という想定でよいのでしょうか。もしくは 8 月～1 月までとし、2 月は利用アンケートや集計とする想定でもよいのでしょうか（企業の相談スタート時期がばらける場合でも終了期日は統一でよいのでしょうか）。</p>	<p><b>【回答 13】</b> 相談実施期間は令和 8 年 8 月から令和 9 年 2 月までを想定しています。また、相談実施の終了期日はすべての企業で統一します。</p>
<p><b>【質問 14】</b> 相談サービスの利用対象者は参加企業の全従業員、という認識でよいのでしょうか。</p>	<p><b>【回答 14】</b> 相談サービスの利用対象者は、参加企業の全従業員です。</p>